



PROFILE

神奈川県医療福祉施設協同組合
理事長 **田中 達三**

県内の福祉医療病院（診療所）の福祉医療活動の促進と経営の安定を図るための活動を行っています。

〈連絡先〉横浜市神奈川区沢渡 4-2

☎045-311-8739（事務局） FAX 045-316-5860

E-mail info@iryoukyou.or.jp

URL http://www.iryoukyou.or.jp/



◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

医療協創立50年の歩みと今後に向けて

神奈川県医療福祉施設協同組合（略称：医療協）は、社会福祉法に定める「生計困難者のために無料又は低額の料金を診療を行う事業」（無料低額診療事業）を実施する法人と、生活保護法に定める医療保護施設を設置する法人および日本赤十字社神奈川県支部など18法人が、共通の目的である福祉医療を協同の力で推進するため昭和36年に設立し、今年度創立50周年を迎えました。

▶ 無料低額診療事業とは…

生活保護法による保護を受けている方および生計困難な方が経済的・社会的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行うものです。医療の提供に併せて福祉専門職員である「医療ソーシャルワーカー」が支援を必要とする方々の医療上・生活上の相談に応じたり、地域の福祉資源を活用するなど包括的支援を行っています。

また、福祉と医療との緊密な連携として福祉医療病院の機能を活用した種々の社会福祉施設を設置し、医療と密着した施設運営にあたるほか、在宅医療者への医療と福祉の支援を図るため在宅福祉事業もそれぞれの地域で

展開しております。現在、医療協を組織している法人等が経営している福祉医療施設は24病院・2診療所です。

▶ 無料低額診療事業を行う施設がおかれている 厳しい状況と今後に向けて

今日の福祉医療の環境は医療従事者の偏在と不足、診療報酬の抑制など厳しい状況にあります。一方、高齢化の進行、混迷している社会情勢の中での新たな生活困窮者の増加など、高齢者福祉や福祉医療、そして社会福祉事業全体で援護を要する人々が増えています。このような福祉の現場に対応した国等の施策がきめ細かく推進されなければなりません。

医療協は今まで以上に団結を図り、「公」の理念に徹し、福祉医療施設が果たすべき役割について検証を重ね、福祉医療の在り方を絶えず追求し、医療分野での最後のセーフティーネットである無料低額診療事業を維持・発展させることに努めてまいります。これからも諸般の社会福祉事業と協同して地元自治体や地域住民に評価されるよう尽くしてまいります。

しせつの損害補償

プラン①。施設業務のための補償②



ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>



個人情報漏えい対応補償

この補償制度では、施設利用者の個人情報を漏えいし、施設（法人）が法律上の賠償責任を負った場合（おそれのある場合を含みます）の損害賠償金等を補償します。またこの補償は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人のみを対象としています。

- 補償内容**
- 第三者への損害賠償
 - 弁護士費用等の訴訟費用
 - ブランド価値のき損を防止・縮減するための費用

◆補償金額

	Aタイプ
第三者への損害賠償に関する補償* ○ 損害賠償金 ○ 訴訟費用	期間中々補限度額 3,000万円
ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償* ○ クレーム対応費用 ○ 見舞品購入費用等	期間中 100万円
免責金額（自己負担額）	0円

◆年額保険料（掛金）

保険期間1年

法人で運営している施設定員数	Aタイプ
～50名	27,000円
51名～100名	34,000円
101名～150名	41,000円
151名～200名	48,000円
以降1名～50名増ごとに	4,000円

※介護老人保健施設、有料老人ホーム、病院および適合高齢者専用賃貸住宅は補償対象となりませんので定員数には入りません。
※訪問介護など施設業務（サービス）以外の事業の利用人数や施設の職員数は合算する必要はありません。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。

団体契約者 社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

取扱代理店 株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約（個人情報取扱事業者賠償責任保険）です。（引受幹事保険会社）株式会社 損害保険ジャパン

*第三者への損害賠償に関する補償およびブランド価値のき損を防止・縮減するための補償は、縮小してん補割合 90%でお支払いたします。 (SJ10-11485, 2011/2/9)